

# 第1章

# 計画策定の考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物問題や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊問題など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、通常の日常生活や事業活動に起因するものが多く、解決していくためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められています。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造に向けた取り組みを進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような考え方に立ち、本県では、平成16年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行しました。「環境日本一やまなしの確立」に向けて、これまでの取り組みや環境を巡る近年の動向を踏まえ、各主体の取り組みを明らかにし、「山梨県環境基本条例」で定めた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「山梨県環境基本計画」を策定します。

## 第2節 計画の目的

この計画は、「山梨県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は、次のとおりです。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

印のついている用語については、巻末の資料4「用語解説」参照。

---

### 第3節 計画の性格

この計画は、「誇れる郷土 活力ある山梨」の実現を目指す、県政運営の基本指針である長期総合計画「創・甲斐プラン21」の環境部門を担う計画として、「環境日本一やまなしの確立」に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画とします。

### 第4節 計画の期間

この計画は、平成25年度（2013年）を目標年次として策定しています。

なお、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。



山中湖からの富士山（写真提供：山梨県観光物産連盟）